

高山市歴史的風致維持向上計画



平成27年3月
高山市

目 次

序 章 高山市における歴史的風致の維持及び向上の意義

- 1 計画策定の目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画策定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の実施・推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第 1 章 高山市における歴史的風致の維持及び向上の方針

- 1 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 高山の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 市全体の文化財の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 高山市における歴史的風致の現状・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 5 高山市における歴史的風致を取り巻く課題・・・・・・・・・・ 94
- 6 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針・・・・・・・・・・ 95

第 2 章 重点区域の設定

- 1 重点区域、規模等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

第 3 章 良好な景観形成に関する施策との連携

- 1 都市計画の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
- 2 景観計画（美しい景観と潤いのあるまちづくり条例）の活用・・・・・・・・ 111
- 3 屋外広告物の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- 4 市独自条例の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

第 4 章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

- 1 文化財の保存・活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120

第 5 章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

- 1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する視点・・・・・・・・ 135
- 2 拠点施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
- 3 重要伝統的建造物群保存地区と他の文化財施設を繋ぐ整備・・・・・・・・ 144
- 4 指定文化財の周辺整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153

第 6 章 伝統行事等の資質の向上

- 1 歴史的風致を維持するために重要な伝統行事の資質向上・・・・・・・・ 165

第 7 章 歴史的風致形成建造物

- 1 歴史的風致形成建造物の指定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
- 2 歴史的風致形成建造物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
- 3 歴史的風致形成建造物の管理指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

※ 歴史的風致とは

- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下歴史まちづくり法という）第 1 条
地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

序章

高山市における歴史的風致の 維持及び向上の意義

1 計画策定の目的と役割

(1) 目的

高山市は、平成 17 年 2 月に近隣 9 町村と合併し、森林面積が 92.5%を占める日本一広い市域となった。合併後の高山市においては、広大な市域全体の一体感の醸成とともに、新たな地域資源、歴史遺産の活用による地域活性化が課題となっている。

そこで、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に定める「歴史的風致（良好な市街地環境）の維持及び向上」を進める本計画を策定し、地域活性化を推進することを目的とする。



高山市街地(中央が宮川 城下町は宮川の右側)

(2) 役割

高山市における歴史的風致とは、次の 2 つの要素が一体となっている、その区域の環境のことをいう。

- ① 飛騨の長い歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺市街地。例えば日下部家、吉島家、東山寺院群などと、城下町高山全体。
- ② ①で定義した場所における、歴史、伝統を反映した人々の活動。例えば、城下町区域で行われる祭礼行事、寺社関係年中行事、七夕、正月行事など民間信仰関係の年中行事、伝統高山消防出初式、二十四日市などの活動。

高山市では、上記①と②が一体となって歴史的な環境が維持されてきたが、本計画の役割は、今後もそれを維持、さらに向上させることにある。

合併後の高山市域は広く、多種多様にわたる地区の歴史、文化性を持ち合わせているため、市域全体を江戸時代の構成要素である「城下町高山」、「城下町からのびる 5 つの街道」、「街道沿いの農山村集落」といった大きな地域の構成要素（図 1）としてとらえた計画とする。またその構成要素の中をさらに多種多様な歴史や伝統で類型化して群に集約する。

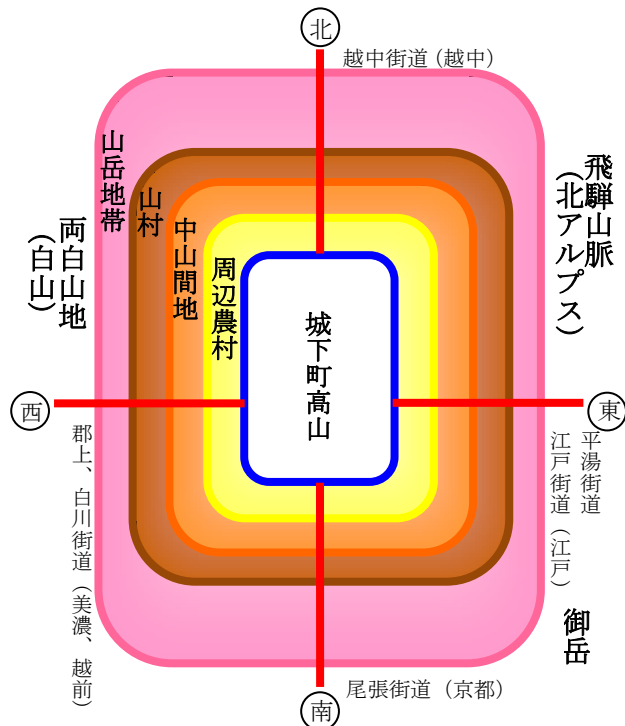


図1 江戸時代からの構成要素概念図

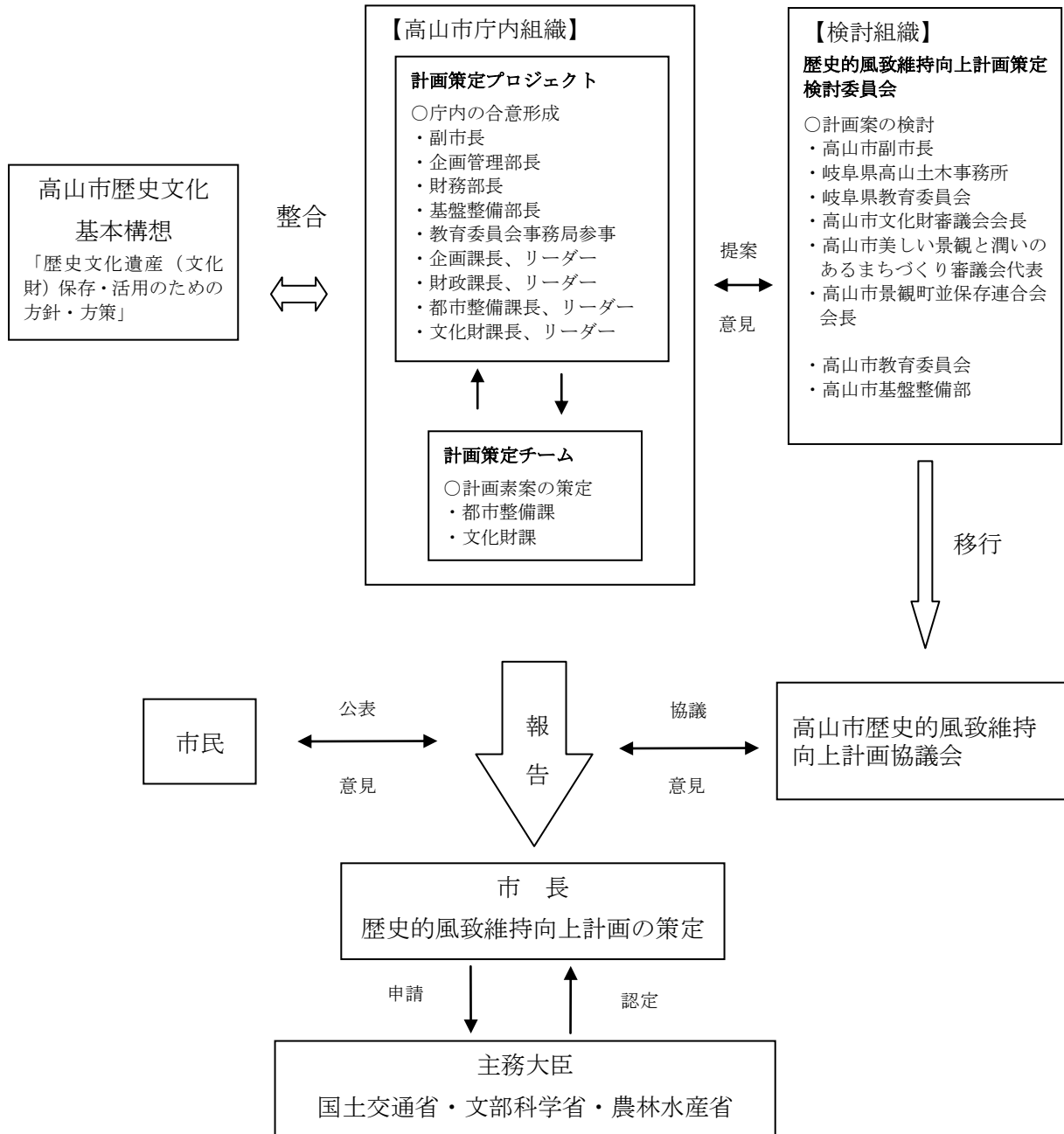
2 計画期間

平成 20 年度～平成 29 年度

3 計画策定の方法

(1) 計画策定の流れ

計画策定の体制及び流れは以下のとおりである。



(2) 計画策定の経緯

平成 20 年 5 月 23 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布 第 1 回 計画策定プロジェクト会議開催 ・「高山市歴史的風致維持向上計画」策定に向けた庁内協議
平成 20 年 8 月 12 日	
平成 20 年 9 月 16 日	
平成 20 年 10 月 8 日	第 3 回 計画策定プロジェクト会議開催 ・「高山市歴史的風致維持向上計画」策定に向けた庁内協議
平成 20 年 10 月 23 日	
平成 20 年 10 月 24 日	高山市議会基盤整備委員会協議会・文教経済委員会協議会開催 ・「高山市歴史的風致維持向上計画（案）」の協議
平成 20 年 10 月 24 日 ～11 月 4 日	第 1 回 高山市歴史的風致維持向上計画策定検討委員会開催 ・「高山市歴史的風致維持向上計画（案）」の協議 市民等の意見募集 (意見なし)
平成 20 年 11 月 4 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行 高山市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）設立
平成 20 年 11 月 7 日	第 1 回 高山市歴史的風致維持向上計画協議会開催 ・「高山市歴史的風致維持向上計画（案）」の協議（審議終了）
平成 20 年 11 月 12 日	「高山市歴史的風致維持向上計画」認定申請
平成 21 年 1 月 19 日	「高山市歴史的風致維持向上計画」認定
平成 24 年 3 月 27 日	軽微な変更の届出
平成 25 年 2 月 1 日 ～2 月 15 日	計画変更に係る市民等の意見募集 (意見なし)
平成 25 年 2 月 28 日	計画変更に係る高山市歴史的風致維持向上計画協議会の開催
平成 25 年 3 月 6 日	計画変更の認定申請
平成 25 年 3 月 29 日	計画変更の認定
平成 26 年 2 月 1 日 ～2 月 17 日	計画変更に係る市民等の意見募集 (意見 9 件)
平成 26 年 2 月 28 日	計画変更に係る高山市歴史的風致維持向上計画協議会の開催
平成 26 年 3 月 7 日	計画変更の認定申請
平成 26 年 3 月 31 日	計画変更の認定
平成 27 年 3 月 25 日	軽微な変更の届出

(3) 高山市歴史的風致維持向上計画協議会

委 員
高山市副市長
岐阜県高山土木事務所長
岐阜県教育委員会社会教育文化課長
高山市文化財審議会会長
高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり審議会会長
高山市景観町並保存連合会会長
高山市教育委員会
高山市基盤整備部

(4) 計画策定の基礎資料

種 別	過去の調査実績
有形文化財(建造物)	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急民家調査・ 高山市近代建築調査・ 岐阜県近代化遺産(建造物等)総合調査
民俗文化財	<ul style="list-style-type: none">・ 岐阜県伝承芸能調査
記念物	<ul style="list-style-type: none">・ 岐阜県中世城館総合調査・ 高山市の野鳥、高山市の植物・ 遺跡詳細分布図調査
伝統的建造物群	<ul style="list-style-type: none">・ 伝統的建造物群保存対策調査 (三町伝統的建造物群保存地区2回、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区1回)・ 防災対策調査

4 計画の実施・推進体制

本計画に定める事業等の実施・推進に関しては、計画推進体制として関係法令や条例の担当課（事務局）と、その法令や条例に基づき既に設置されている審議組織を位置づける。

計画実施体制としては、各事業担当課と都市整備課及び文化財課が連携して実施し、国の財政的、技術的支援を受ける。

なお、計画の実施、推進その他計画に関わる事項については、法定協議会である「高山市歴史的風致維持向上計画協議会」が総括する。

